

# ○海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻科 課程学生選抜規則

平成12年 7月31日

海上自衛隊達第26号

改正 平成12年10月25日 海上自衛隊達第1号〔第1次改正〕

平成13年10月9日 海上自衛隊達第46号〔第2次改正〕

平成14年 3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部  
首席法務官等々の新設等に伴う関係海上自衛隊達等  
の整理に関する達53条による改正〕

平成15年 3月26日 海上自衛隊達第19号〔海上自衛隊情  
報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に  
関する達21条による改正〕

平成16年 6月23日 海上自衛隊達第16号〔第3次改正〕

平成17年 7月21日 海上自衛隊達第32号〔第4次改正〕

平成18年 3月27日 海上自衛隊達第9号〔防衛庁設置法  
等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自  
衛隊達等の整理に関する達38条による改正〕

平成19年 9月6日 海上自衛隊達第32号〔第5次改正〕

平成20年 4月30日 海上自衛隊達第36号〔海上自衛隊史  
取扱規則等の一部を改正する達第30条による改正〕

平成23年 4月1日 海上自衛隊達第11号〔防衛省行政文  
書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を  
改正する達第31条による改正〕

平成23年10月28日 海上自衛隊達第28号〔海上自衛隊教  
育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）  
第58条による改正〕

平成25年12月6日 海上自衛隊達第28号〔第6次改正〕

海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）第58条の規定に基づき、海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程学生選抜規則を次のように定める。

海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程学生選抜規則  
（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻課程学生（以

下「学生」という。)の選抜に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学生選抜の方法)

第2条 学生選抜の方法は、第1次試験(筆記)及び第2次試験(面接)の結果を基礎とした選考によるものとする。

(第1次試験)

第3条 第1次試験は、受験者の知識を検証し、第2次試験受験者を選抜することを目的とし、第6条に定める選抜試験委員会統括の下に第7条に定める第1次試験実施責任者が行う。

2 第1次試験は、次の表に示す試験科目により、幹部中級課程終了程度の術科知識及び幹部の素養として必要な一般教養に関する知識を検証する。試験科目のうち専門課題は、第9条に定める指揮幕僚課程・幹部専攻科課程選抜試験応募票で選択するものとし、受験者は選択した専門課題で受験しなければならない。

試験科目	試験時間	試験区分	出題の概要等
英語	3時間	共通	TOEICテスト
用兵的事項及び一般素養	6時間		
兵術課題	6時間		兵術並びに指揮、統率又は管理に関する事項
専門課題	12時間	選択	専門課題は、次のうちから、一つを選択して受験する。 監理・情報・通信・気象海洋・船務(航海を含む。)・射撃・水雷・機雷掃海・機関・潜水艦・航空(固定翼)・航空(回転翼)・航空基地運用(航空管制及び地上救難に関する出題のうちから一つを選択)・装備(艦艇)・装備(航空)・経理補給・施設

3 第1次試験は、別表第1に掲げる試験地において、毎年1月中旬を基準に実施するものとする。

(第2次試験)

第4条 第2次試験は、学生として十分な資質を備えた者を選抜することを目的とし、第6条に定める選抜試験委員会が行う。

2 第2次試験は、第1次試験受験者のうち、第11条の規定により指名する者に対して、次の表に示す試験科目により、海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生又は幹部専攻科課程学生としての適格性ならびに将来の伸展性を検証する。

試験科目	面接時間	面接の概要
安全保障	委員長所定	付与課題に対する 答申その他の試問
用兵		
指揮・統率・管理		

3 第2次試験は、海上自衛隊幹部学校において毎年5月を基準に実施するものとする。

(受験資格者)

第5条 受験資格者は、次の各項に該当する者とする。

2 第1次試験実施の年の4月1日現在において、次のいずれかに該当すること。ただし、過去に外国出張又は部外研修等のため、公務上の理由で選抜試験を受験できなかった者は、( )内の年齢を適用する。

(1) 一般幹部候補生課程出身者：満37歳未満(満38歳未満)ただし、海上自衛隊幹部候補生学校入校年の4月1日における年齢が満26歳以上の者(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院において正規の課程を2年以上修め、修士の学位を受けて入校した者を除く。)は、次の年齢を適用する。

ア 入校年齢満26歳：満38歳未満(満39歳未満)

イ 入校年齢満27歳：満39歳未満(満40歳未満)

(2) 飛行幹部候補生課程出身者：満38歳未満(満39歳未満)

- (3) 一般幹部候補生(部内)課程出身者：満41歳未満（満42歳未満）
- 3 第1次試験実施の年の1月1日において、3等海佐である者又は1等海尉に昇任後4年以上を経過する者
- 4 次の各号のいずれかに該当し、身体健康、勤務成績が優秀で、術科能力に優れ、部隊等の長が推薦する者
  - (1) 幹部中級課程修了者
  - (2) 部隊等の長が、前号に準ずる知識・技能を有すると認める者
- 5 第1次試験の受験回数が2回以下である者  
(選抜試験委員会)

第6条 選抜試験にかかる業務等を実施する機関として、海上自衛隊幹部学校に海上自衛隊指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程学生選抜試験委員会（以下「試験委員会」という。）を置く。

- 2 試験委員会は次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 学生の選抜全般（選考に関するものを除く。）に関すること。
  - (2) 試験実施要領に関すること。
  - (3) 第1次試験及び第2次試験の問題作成、送付
  - (4) 第1次試験の統括及び第2次試験の実施
  - (5) 第1次試験の答案の審査並びに第1次試験及び第2次試験の結果の海上幕僚長への報告
- 3 試験委員会は、委員長、副委員長、一般委員、試験官及び事務局をもって組織する。
- 4 委員長、副委員長、一般委員、試験官及び事務局は次の表に掲げる隊員をもって充てる。

委員名	職名等
委員長	海上自衛隊幹部学校長
副委員長	海上幕僚監部人事教育部長
	海上自衛隊幹部学校副校長
一般委員	海上幕僚監部人事教育部人事計画課長
	海上幕僚監部人事教育部補任課長
	海上幕僚監部人事教育部教育課長
	海上自衛隊幹部学校教育部長
試験官	海上幕僚長が指定する1等海佐以上の幹部自衛官
	海上自衛隊幹部学校長が指定する海上自衛隊幹部学校の幹部自衛官
事務局	海上自衛隊幹部学校長が指定する海上自衛隊幹部学校の職員

- 5 委員長は、海上幕僚長の命を受け試験委員会を統括する。

- 6 副委員長は、委員長の命を受け委員長を補佐する。
- 7 一般委員は、委員長の命を受け学生の選抜に関する全般（選考に関することを除く。）及び試験の実施要領に関する検討を実施する。
- 8 試験官は、委員長の命を受け第1次試験問題の作成、答案の審査、第2次試験問題の作成及び面接を実施する。

なお、試験問題の作成及び答案の審査について、委員長が必要と認めた場合には、専門的な知識及び知見を有する部隊及び機関と協議の上、支援を得るものとする。

- 9 事務局は、委員長の命を受け試験委員会の全般事務、第1次試験実施要領の作成、送付、第1次試験及び第2次試験の成績並びに試験委員会の業務に関する資料の保管整理を実施する。

(第1次試験実施責任者)

第7条 第1次試験を実施するため、別表第1のとおり第1次試験実施責任者を置く。

- 2 第1次試験実施責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 試験問題等の保管
  - (2) 試験の実施
  - (3) 試験終了後の答案の送付等
- (試験実施計画)

第8条 試験実施計画については、その都度通知する。

- 2 試験実施計画には、次の各号に掲げる事項を含めるものとする。

- (1) 試験期日
  - (2) 応募手続の日程
  - (3) その他必要と認めるもの
- (応募手続及び受験者名簿)

第9条 別表第2に示す所属長は、第1次試験実施の前年10月1日現在、当該部隊等に所属する幹部自衛官のうち第5条に該当し、海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程に応募する者について、別紙様式の指揮幕僚課程・幹部専攻科課程選抜試験応募票（以下「応募票」という。）1部を作成し、受験者の写真3枚を添えて、第1次試験実施の前年10月末日までに海上幕僚監部人事教育部長に送付する。

- 2 海上幕僚幹部人事教育部長は、試験地別及び試験科目「専門課題」別の受験者名簿を、第1次試験実施のおおむね1週間前までに海上自衛隊幹部学校長に、試験地別受験者名簿の写しを第1次試験実施責任者に送付する。

- 3 所属長は、応募票を提出した後、試験地を変更する必要がある場合は第1項の規定を準用し、その都度速やかに通知する。

(第1次試験の実施要領及び試験問題)

第10条 委員長は、第1次試験の実施要領を定め、第1次試験期日のおおむね1週間前までに第1次試験実施責任者に送付する。

2 委員長は、第1次試験の試験問題を、第1次試験実施のおおむね1週間前までに第1次試験実施責任者に送付する。

(第2次試験受験者の指名)

第11条 海上幕僚長は、通常第1次試験実施の年の4月末までに第2次試験受験者を指名し、当該受験者の所属長に通知する。

(第2次試験の実施要領)

第12条 第2次試験の実施要領は、試験委員長が定める。

(試験結果の報告)

第13条 委員長は、第1次試験終了後、第1次試験実施責任者から送付された答案を審査し、その結果を海上幕僚長に報告する。

2 委員長は、第2次試験終了後、その結果を海上幕僚長に報告する。

(学生予定者の決定・通知)

第14条 海上幕僚長は、第13条に定める試験結果の報告を基礎として学生予定者を決定し、通常第1次試験実施の年の11月中旬までに委員長及び当該学生予定者の所属長に通知する。

(試験問題等の取扱い)

第15条 試験問題等の取扱いには十分留意し、次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

(1) 試験問題等の配布は、送達又は使送によるものとする。この場合において、送達は委員長の許可を得て、書留の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第3項に規定する信書便物のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより送付し、使送は委員長の指定する者が2名1組となって携行する。

TOEICテストは、契約業者から送付する。

(2) 第1次試験実施責任者は、試験問題及びTOEICテストを受領後に以下の処置を行う。

ア 第1次試験実施責任者は、直ちに封印の状況を確認するとともに、複数の幹部自衛官又は行政職俸給表(一)2級に対応する各俸給表の職務の級を含む。)以上の事務官等(以下「幹部自衛官等」という。)を指定して受領数を確認させ、異常がなければ再度封印し、試験当日まで第1次試験実施責任者の定める文字盤かぎのかかる鋼製の箱に保管する。

イ 第1次試験実施責任者は幹部自衛官等から試験問題の保管責任者を指定することにより、厳正に保管するものとする。

(3) 第1次試験実施者責任者は、試験終了後に以下の処置を行う。

ア 試験終了後、直ちに試験問題及び答案又はTOEICテスト問題用紙及びTOEICテスト解答用紙を回収し、部数を確認する。

イ TOEICテスト問題用紙及びTOEICテスト解答用紙は、TOEICテストリスニング資材とともに、契約業者に全数返送する。

ウ 試験問題は、未使用の試験問題とともに1週間以内に、裁断又は焼却により破棄する。

エ 答案は、海上自衛隊幹部学校長に送付する。

(委任規定)

第16条 この達に定めるもののほか、試験事務の細部については、委員長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成12年7月31日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、平成12年10月25日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、平成13年10月9日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等々の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、平成16年6月23日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、平成17年7月21日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、平成19年9月6日から施行する。

附 則〔海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部  
を改正する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊教育訓練に関する訓令を改正する達の附則〕

この達は、平成23年10月28日から施行する。

附 則

この達は、平成25年12月6日から施行する。



別表第1（第3条、第7条関係）

試験地及び第1次試験実施責任者

試験地	第1次試験実施責任者
東京	海上自衛隊幹部学校長
横須賀	横須賀地方総監
厚木	第4航空群司令
下総	第3術科学学校長
館山	第21航空群司令
呉	呉地方総監
江田島	第1術科学学校長
岩国	第31航空群司令
徳島	徳島教育航空群司令
小月	小月教育航空群司令
佐世保	佐世保地方総監
鹿屋	第1航空群司令
那覇	第5航空群司令
舞鶴	舞鶴地方総監
大湊	大湊地方総監
八戸	第2航空群司令

別表第2（第9条関係）

所 属 長

部 隊 等	所 属 長
海上幕僚監部	海上幕僚副長(注)、各部長、 監察官、首席法務官、主席会 計監査官及び首席衛生官
自衛艦隊の司令部及び直轄の各隊 (艦)	司令官
護衛艦隊・航空集団・潜水艦隊・ 教育航空集団の司令部及び直轄の 各隊(艦)	各司令官
練習艦隊	司令官
各護衛隊群・海上訓練指導隊群 ・各航空群・各潜水隊群・掃海 隊群・情報業務群・開発隊群・ 各教育航空群・システム通信隊 群・海洋業務群	各群司令
各地方隊	各地方総監
警務隊、情報保全隊、潜水 医学実験隊、印刷補給隊、 東京音楽隊及び東京業務隊	各部隊の長
機関(海上幕僚長の監督を受ける 自衛隊地区病院を含む。)	各機関の長
海上自衛隊の学校等の学生	学校等の長

注：海上幕僚副長は、海上幕僚監部副官兼務の者の所属長とする。

別紙様式（第9条関係）

海上幕僚監部人事教育部長 殿

発 簡 番 号  
年 月 日  
所 属 長 印

指揮幕僚課程・幹部専攻科各課程選抜試験応募票

番号	期別	特技 番号	階級 { 昇任年月日 — 幹部番号 }	ふりがな 氏 名 (生年月日)	所 属 (発令日)	部内教育	希 望 課程名	希望専門課題名	過去の 受 験 回 数	希 望 受験地	身体 検査	所 属 長 推薦課程名 (いずれかに○)	最終学歴 (卒業年月)	備考
			{ — }	( . . )	( . . )		指・専			回		指・専	( . )	

- 注：1 期別は、幹候、飛幹候、部内幹候各課程の期別を記入する（例：○○幹候、××飛幹候、△△部内）。
- 2 部内教育は、履修した幹部中級課程名を記入する。
- 3 希望課程名は、特に希望がある場合は「指」及び専」のうち、いずれかを○で囲み、どちらでもよい場合は「指・専」とする。
- 4 希望専門課題名は、第3条2項に示す専門課題から、いずれかを選択して記入する。
- 5 身体検査は、海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達（昭和43年海上自衛隊達第30号）に定める判定要領による（例：A、B）。
- 6 所属長推薦課程名は、所属長が推薦する課程名（指・専）のいずれかを○で囲む。
- 7 添付する写真は、第1次試験実施の前年の5月1日以降にカラー撮影した縦4cm、横3cmの大きさで、脱帽、上半身正面向き及び背景無地のものとし、裏面に所属、階級及び氏名を記入する。